

完全義務と不完全義務

加藤尚武

マザー・テレサの美德は倫理的に裏付けられるのだろうか。そのとき、テレサと行動をともにしない倫理学者は弾劾されることになるかどうか。「慈善は不完全義務である」というのが、常識的で倫理的な答えだろう。

カントの「道徳形而上学の基礎づけ」やミルの「自由論」の構成が、完全義務と不完全義務という枠でできていることは、比較的よく知られている。ミルの倫理学を危害原則と迷惑(offense)原則にまとめた J. ファインバーグの倫理学も、同じ軌道の上にある。エンゲルハートのバイオエシックスが、完全義務としての自律原理と完全義務としての恩恵原理から組み立てられていることも、かなり知れ渡っていると言えるだろう。

トムソン女史の人工妊娠中絶論は、ずいぶん手の込んだ論述を見せてくれるのだが、要点は「胎児の保護は母親の不完全義務であって完全義務ではない」と言い切ってしまうと、それで全てが尽きていると言ってもいい。

正義が完全義務で、慈善が不完全義務という伝統的な枠組みが、ずっと長く影響力をもってきた。しかし現代世界の一つの特徴は、不完全義務の完全義務への移行と呼んでも言いように思われる。ロールズの「正義論」は、慈善の現代版である社会福祉を完全義務に切り替えるための理論であり、それに反論を提示したノージックの基本的な主張は、「慈善は不完全義務である」というあ

まりにも伝統的な原則であったので、そこには古い問題の枠組みが、どんなに新しい衣装をまとも、そのままの形で説得力をもってしまうという不思議な力を見せている。

開発途上国援助も、自然保護も、情報倫理も、ビジネス・エシックスの利害関係者(stakeholder)論も、すべて不完全義務であった項目をどのようにして完全義務に転換するかという説得方法の追求である。

この問題の枠組みのなかで、最近の話題としては、ジョセフ・ラズの出した義務を超える功績(supererogation)の問題が興味深い。ラズは「権利を基底におく道徳」(Right-based moralities, *The Theories of Right*, ed. J. Waldron, Oxford 1984 森際康友編訳「自由と権利」勁草書房、一九九六年所収)を批判して、①当為と義務は違う、②義務を超える功績の評価、③徳と内的な価値という三つの論点を出すのだが、ラズが見つめているのは本質的にはただ一つの問題であるように思われる。

①当為と義務の違いという論点は、鍵と植木というエピソードで示される。例えば、「隣人が[鍵をなくして]自分の家に入れなくなったときに、私はその隣人に電話を使わせてあげるべきだが、しかしそうするいかなる義務も負ってはいない。他方、私が隣人に、庭の隅から張り出している枝を今週中に切り落としてあげる約束をしたときから、枝を切り落とす義務を私は負っており、したがってそうすべきである。しかし、義務と単に行うべきこととの相違が、それらを支持する理由の重みにおける相違なのだと示唆することは、右の二つの例[鍵と植木]のゆえにできないのである。」困っている人を助けるのは不完全義務だが、約束を守るのは完全義務だという原則を守るカント主義者は、電話の私用は断るが、植木の約束は守るということになる。ここでは常識的な意味での優先順位と倫理的な枠組みとは逆になってしまう。

②義務を超える功績の評価という論点は、「権利を基底におく道徳が貧弱なものである第二の側面は、義務を超える功績(supererogation)がもつ道徳的重要性が考慮されないことである。ある行為を遂行することは称賛に値するが、しかしそれを怠ることが道徳的に不正でない場合には、その行為は責務以上のものである。」という言葉で示される。法的な拘束力は完全義務の方が高いが、道徳的な価値は不完全義務の方が高い。すると倫理学説を評価するときに、完全義務の方を大きく評価する理論と不完全義務を大きく評価する理論とは、本質的に違って、外面的にはともかく内面的には、まったく一致する可能性がない。「権利を基底におく道徳」と「義務を超える功績を高く評価する道徳」とは、このように逆向きにかかわってくるのであって、どこかで一致するなどという問題ではないとラズは見込んでいる。

③徳と内的な価値という論点では「権利を基底におく道徳は、徳や卓越性の追求に本来的な(intrinsic)道徳的価値を認めることができない。広く認められている徳や道徳的に重要な形態の卓越性のいずれも、義務を履行することや履行したいという気持ちになることではない」と言う。

正直について、ラズは「正直は、人を騙さない義務と特に緊密に結びついている徳ではあるが、しかしそれでも、騙さない義務に従うことで汲みつくされはしない。(Honesty is a virtue which is particularly closely tied to the duty not to deceive, and yet even it is not exhausted by compliance with the duty.)」と言う。たとえば「駅まで三百メートルあります」と嘘をつかないで言う場合、「駅まで三百メートルありますが、今日は道路工事のため通行禁止になっています」と言うか、言わないかには、道徳的に見て有意義な差異がある。しかも、それを「聞かれなくても言うかどうか」、「自然な気持ちで言うかどうか」も、有意義な差異である。「模範的な正直者とは、自分の行動のゆえに他者が誤解するこ

とがないようにする義務以上のことを行う人(one who does more than his duty)である。」ここまでの論点なら、功利主義者もラズを支持できるかも知れない。模範的な正直者は一定の動機から(out of certain motives)正直に行動し、人の間のコミュニケーションに関わる一定の適切な信念をもって(holds certain appropriate beliefs regarding interpersonal communications)おり、そしてこの信念はその正直者がもつ適切な態度のなかで現われる(display themselves in appropriate attitudes)のである。」

結果主義に対して動機主義であるとか、個人主義に対して共同体主義であるとか、さまざまな枠組みがかかわってくることは確かだが、ラズが倫理的な行為を外面的に評価する姿勢に対して、非常に慎重であるが同時に深くするどい批判的な姿勢をもっていることは確かだろう。

少なくとも、完全義務と不完全義務の区別は、本来、どこで成立すべきなのかという議論を組み立てる必要があるだろう。しかし、それすらなされてはいない。ラズは「完全義務と不完全義務の区別は、本来、どこで成立すべきなのかという」問い自体が、どのような尺度の要請であるかという次元まで考えに入れて、この義務を超える功績の問題を考えている。「倫理学の根本問題」というような書物は、現代でも多数出版されているが、完全義務と不完全義務を扱ったものがないというのは、ちょっとスケールの大きい理論的なスキャンダルではないだろうか。

M. シューメーカー(Millard Shoemaker)は倫理学の世界ではまったく無名に近い人だが、「見返りを期待しない分かち合い」(‘Sharing without Reckoning’, *Canadian Corporation for Studies in Religion*, 1992)で、完全義務と不完全義務に関する観念史の試みをして、三〇〇点程の文献資料リストを付けている。

彼は「完全権利・義務と不完全権利・義務との間に成立する古典的区別を我々

が再吟味すべき時が今や到来した。そう私は信じている。おおよそのところ、法律という手段だけによって、個人間の論争や社会的な論争を解決する試みに我々は失敗してきた。私の信ずるところによれば、我々の失敗の原因の一部は、権利、義務、責務、責任の概念一切をかつて「完全」モデルと呼ばれていたものへとねじ込んでしまおうとする、今や生得的であるかの様に思われている我々の傾向に帰することができる。」(同、序文)

こう語ってシューメーカーは自分の研究が歴史的にも理論的にも大きな脈に触れていることを自負している。そこにはこの研究に着手したのが、ほとんど自分一人だと言う孤独感があるようだが、実はJ. リッターの「哲学辞典」に Pflichten, unvollkommene / vollkommene という W. ケルスティング(Kersting)の項目があり、資料文献も七〇点を挙げて、非常に質のよい情報になっている。

シューメーカーもケルスティングも、手引きとなる先行研究書がなくて苦労したらしいが、観念史の概略は見えてきたと言えるだろう。ただ、そこから問題をさらに掘り下げて、再構成するという作業にシューメーカーが着手してはいるものの文献資料を集めることで大変な時間を使っているのも、まだ理論面では十分とはいえない。しかし、倫理学の未来にとって、この完全義務と不完全義務の研究はどうみても不可欠だと思ったので、平安女学院短大の松川俊夫氏に翻訳してもらった。

倫理学という学問はずいぶん古い学問なのに、その基礎的な枠組みの研究に大きな欠落部分があるという現状が分かったといえるだろう。倫理学の原理論と応用倫理学をつなぐものは何かと考えたとき、どうしても不完全義務の完全義務化というキーワードが浮かんでくる。応用倫理学とは応用光学と同じで理論的にはまだ原理との論理関係が分かっていなくても、実用的に重要な事柄が応用倫理学という臨時の駐車場に終結するのである。

法とか倫理規則とかが、つねに新しく作られるシステムとして、倫理学が存在してきたわけではないということとつながっているだろう。「立法」そのものが、本来的に不完全義務の完全義務化なのではないだろうか。不完全義務ですらない拘束が、いきなり法制化されるという事態は考えにくい。すると倫理学を永遠に固定した原理の追求とみなすか、絶えず立法がなされる動くシステムの学と見なすかという問題もまた完全義務と不完全義務という観念枠にかかわる重要問題であると言えそうである。

(かとう ひさたけ 京都大学文学部教授)